

## 平成26年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年6月10日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

## 平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 26 年 6 月 10 日（火）

午前 10 時 00 分開会・開議

会 期 平成 26 年 6 月 10 日～6 月 13 日（4 日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	――	議長定例町議会開会・開議宣告	――
2	――	会議録署名議員の指名 7 番 師 岡 伸 公 議員 8 番 酒 井 正 利 議員	
3	――	会期の決定について	決 定
4	――	議会関係諸報告	――
5	――	町長あいさつ	――
6	議案第 56 号	専決処分の承認を求めることについて （平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号））	原案承認
7	議案第 57 号	専決処分の承認を求めることについて （奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
8	報告第 1 号	平成 25 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	――
9	議案第 58 号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 59 号	奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 60 号	奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 61 号	奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 62 号	丹縄亭の指定管理者の指定について	原案可決
14	議案第 63 号	名坂線林道開設工事請負契約について	原案可決
15	議案第 64 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約について	原案可決

16	議案第 65 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 請負契約について	原案可決
17	議案第 66 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約について	原案可決
18	議案第 67 号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
19	――	人権擁護委員候補者の推薦について	適 任

(午後 0 時 05 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 115 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

7 番 師岡 伸公議員、

8 番 酒井 正利議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 3 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水 典子議員よりご報告願います。清水 典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 3 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 13 日までの 4 日間とすることに決定しました。

次に会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず 10 日、本日の本会議であります、上程された議案は 14 件であります。

次に、閉会中に陳情、請願に受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

6 月 13 日は本会議 2 日目、かつ最終日ではありますが、一般質問を行います。一般質問の通告者は 5 名で、通告順に行います。簡潔な質問、応答をされるようご協力お願いいたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。

配付してあります、提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議案第 56 号、及び議案第 57 号の専決処分の承認を求めることについては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、報告第 1 号につきましては、繰越明許費、繰越計算書の報告があります。

次に、議案第 58 号の一部改正条例は、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 59 号から議案第 61 号までの一部改正条例については、中学校統合にかかわる改正で関連のあることから一括上程とし、採決については、いずれも即決と決定しております。

次に、議案第 62 号の指定管理者の指定については、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 63 号の請負契約については、単独上程の即決と決定しております。なお、契約案件ですので、概要説明に続き担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に議案第 64 号から議案第 66 号までの 3 議案の請負契約は、いずれも下水道建設工事で関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。なお、契約案件となりますので、概要説明に続き担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 67 号の人事案件については、単独上程の即決で、採決については無記名投票と決定しております。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の即決と決定しております。

以上が、本定例会の会期と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的、かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 6 月 13 日までの 4 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、合わせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の開示日程につきましては、配付しております会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります、議会関係の閉会中の諸報告及び監査委

員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

以上で、議会関係庶務報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。

河村 文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

初めに、去る 5 月 8 日午前 11 時 10 分ごろ、奥多摩町境内内で発生しました山林火災は、山林約 6 ヘクタールを焼失いたしました。この火事で、最初は東京消防庁と奥多摩町消防団で消火活動を行っておりましたが、火災現場の中には民家もあり、延焼拡大のおそれがあることから、私から東京都知事に対し、午後 0 時 59 分に自衛隊の派遣要請を行い、午後 1 時 10 分に東京都知事から自衛隊に出動要請し、同時刻に受理をされました。午後 1 時 16 分以降、立川の東部方面航空隊、第 1 飛行隊、相模原の第 12 ヘリコプター隊、朝霞の第 1 施設大隊の活動が開始され、東京消防庁のヘリコプター 4 機と、自衛隊のよるヘリコプターの散水を行い、午後 3 時過ぎには陸上からの消火活動を開始し、午後 4 時ごろには尾根沿い付近で延焼を食いとめ、午後 5 時ごろ散水を中止し、夜間の消火活動を中断し、9 日早朝に再開をいたしました。

また、夜間は消防署と自衛隊において見回りを行い、9 日早朝から消防署、自衛隊による残火処理活動を再開し、午後 1 時に鎮火をいたしました。

この間、住民皆様には、大変ご心配をおかけいたしました。東京消防庁、町消防団及び自衛隊の皆様のご賢明な消火活動並びにご協力により、最小で火災を食いとめることができ、深く感謝を申し上げます。

なお、昨日でございますけれども、この消火に当たり自衛隊を派遣していただきました施設大隊、朝霞でございますが、その大隊長である陸上自衛隊 2 等陸佐、森山陸佐、また立川の航空隊の久木崎 2 等陸佐のところに、町民を代表して感謝状をお届けしてきたところでございます。

さて、町も緑濃い美しい季節となりましたが、5 月 17 日、18 日の土曜日、日曜日には、第 3 回多摩げた食の祭典 大多摩 B 級グルメが、青梅市役所西側駐車場で開催され、4 市 3 町 3 村のご当地グルメのほか、物産展、郷土芸能ステージが行われました。奥多摩町からは奥多摩総合株式会社から、わさび丸ごと根っ辛うどんが出店し、天候に恵まれ、2 日間で 2 万 8,000 人の来場者があり、盛大に多摩げた食の祭典が無事終了をいたしました。

5月24日土曜日には、第7回目なる奥多摩町100縁商店街が開催され、参加店50店舗以上のご協力をいただき、主な会場となりました奥多摩駅、白丸駅、鳩ノ巣駅、古里駅周辺では、町民を初め、来訪者の立ち寄りなど、多くの方々でにぎわい、今後この事業を通じて、さらに観光産業等、地域の活性化が図られることを願っております。

次に、報告といたしまして地域住民皆様の住みよい地域づくりと地域の安全安心のため、日夜それぞれの地域でご尽力をいただいております、21自治会の自治会長さんが、本年改選期を迎え、6名の新しい自治会長が選出され、町自治委員として過日、委嘱をいたしました。自治会連合会としては、引き続き大氷川自治会長の小峰陽一氏が会長として選任されました。今後も、自治会連合会と町は緊密な連携のもと、住みよいまちづくりを推進してまいります。

次に、中学校統合にかかるその後の経過でございますが、昨年の8月に統合の時期を平成27年4月に、同じく11月に統合後に利用する校舎について氷川中学校に決定したところですが、その後、中学校統合準備委員会を設置し、その所掌事務の細部について検討及び調整するため、学校名・校歌・校章等検討部会、通学方法検討部会、学校運営・教育計画等検討部会、PTA組織運営検討部会の4つの部会を設置し、それぞれの担当項目について検討を進めているところであります。

まず始めに決めなければならない学校名につきましては、昨年の12月から今年1月にかけて、町民及び児童生徒から広く募集をしたところですが、205件、96種類の応募がありました。この中から部会において4つの候補にしぼり、当初は2月の中学校統合準備委員会で候補名を決定する予定でありましたが、大雪の影響で準備委員会の開催が延期されることにより、3月の第1回町議会定例会で提案させていただく予定でありました、奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例、ほか2件の条例案件につきましては本定例会において提案させていただいておりますので、後ほどご審議を賜りたいと存じます。

また、統合により通学が遠距離となる生徒の通学方法については、現在、通学方法検討部会の中でスクールバスを導入する方法、既存の路線バスを増便する方法等について、かかる経費の比較も含め、検討を進めているところであります。

本定例会で条例改正案のご決定をいただければ、今後、校歌、校章、制服等の検討や教育目標、校務分掌、教員配置等の調整並びに統合後に利用する氷川中学校のトイレ、駐車場等の学校設備の改修を進めてまいりたいと考えております。

また、あわせて閉校記念事業実行委員会を設置し、平成27年3月8日に古里中学校で、3月15日に氷川中学校で、それぞれ予定する閉校記念式典に向けた諸準備を進めるとも

に、跡地利用検討委員会を設置し、廃校となる古里中学校の利用方法についても検討してまいります。引き続き、議員皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第 56 号、議案第 57 号の 2 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第 56 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）の主な内容は、地方交付税では特別交付税として 5,033 万円の増、また東京都市町村総合交付金の額が確定したことに伴い、基金の積み増しとして財政調整基金へ 5,000 万円、今後の下水道債等起債の償還のための減債基金へ 5,000 万円、鳩ノ巣荘建設工事費用として公共施設整備基金へ 6,000 万円、観光施設等整備基金へ 6,000 万円の積み増しを行ったものであります。最終確定いたしました平成 25 年度東京都市町村総合交付金は 15 億 6,957 万 1,000 円で、平成 24 年度確定額と比較いたしまして、651 万 6,000 円、0.4 パーセントの減となりました。

議案第 57 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の一部を改正したものであります。

報告第 1 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費、繰越計算書については、平成 26 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき手続を行ったものであります。

議案第 58 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率が引き下げられたことから、規程を整備するものであります。

議案第 59 号 奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例、議案第 60 号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 61 号 奥多摩町防災備蓄庫設置条例の一部を改正する条例は、中学校の統合等に伴い、規程を整備するものであります。

議案第 62 号 丹縄亭の指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2、第 6 校の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 63 号 名坂線林道解開設工事請負契約について及び議案第 64 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負工事についてから、議案第 66 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約についてまでの 4 議案につきましては、議会の議決に付すべき



契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 67 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、平成 26 年 6 月 21 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員、島崎軍治氏と岡部益雄氏の後任として、再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、専決処分 2 件、報告 1 件、条例の一部改正 4 件、指定管理者の指定 1 件、契約案件 4 件、人事案件 1 件の計 12 件の議案と 1 件の報告を提出させていただいております。具体的な内容につきましては、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務事業執行の上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただきご決定を賜りますようお願い申し上げます、平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより、議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算第 6 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成 26 年 3 月 31 日に専決処分しましたので、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございますが、平成 25 年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。理由でございますが、地方交付税と補助金等の公布の決定によりまして、後年度の財政運に資するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,192 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 62 億 2,738 万 8,000 円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをお開きください。

歳入について、ご説明申し上げます。利子割交付金は1万3,000円を追加し、457万8,000円に。配当割り交付金は84万4,000円を追加し、309万7,000円に。株式等譲渡所得割交付金は43万円を追加し、402万1,000円に。地方消費税交付金は43万円を減額し、6,372万8,000円に。地方交付税は5,175万1,000円を追加し、16億730万9,000千円に。交通安全対策特別交付金は8万6,000円を追加し、208万6,000円とするもので、これらはいずれも交付決定によるものでございます。

次に、都支出金のうち都補助金は、市町村総合交付金を1億6,957万1,000円を追加し、都補助金の計を21億5,835万8,000円に。都委託金は都議会議員選挙費、参議院議員選挙費、都知事選挙費の額の確定に伴いまして、1,058万6,000円を減額し、都委託金の計を3億1,601万2,000円に。都支出金の合計を25億8,543万7,000円に。寄付金は25万円を追加し、345万円とするもので、今回の歳入補正額は2億1,192万9,000円を追加し、歳入の合計を62億2,738万8,000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務監理費は財政調整基金に5,000万円。減債基金に5,000万円。公共施設整備基金に6,000万円。合計で1億6,000万円を積み立てするとともに、額の確定に伴い、過年度震災復興特別交付税を277万8,000円減額し、1億5,722万2,000円を追加し、総務監理費の計を9億6,780万8,000円に。選挙費は参議院議員選挙費、東京都議会議員選挙費、都知事選挙費の3つの選挙費の額の確定に伴い、1,058万6,000円を減額し、選挙費の計を3,277万3,000円に。総務費の合計を10億9,893万2,000円に。商工費は観光施設等整備基金に6,000万円を積立し、商工費の合計を7億3,868万9,000円に。災害復旧費は2月の雪害に伴い、820万円を追加し、災害復旧費の合計を4,165万円に。予備費は予算調整により290万7,000円を減額し、予備費の合計を1,304万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の2億1,192万9,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の62億2,738万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度奥多摩町一般会計補正予算第6号のご説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 56 号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 56 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案題 56 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 56 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 宮田 昭治君 登壇]

○住民課長(宮田 昭治君) 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 4 号)が、平成 26 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関し、この条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分いたしましたものでございます。

改正の主な内容ですが、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金、課税額にかかる限度額の引き上げと国民健康保険税の軽減措置が主なもので、改正内容の内容でございます。

それでは、条例改め文もございますが、別紙の新旧対照表により改正内容につきまして、ご説明をいたします。

新旧対照表 1 ページをごらんください。下線部分が改正箇所となっております。第 2 条の 3、後期高齢者支援金等課税限度額 14 万円を 16 万円に。介護納付金課税額にかかる課税限度額の 12 万円を 14 万円に、それぞれ改定するものでございます。17 条では、第 24

条の 37 第 1 項を第 24 条の 36 に改め、20 条では国民健康保険税の減額措置について、次の 2 ページの後期高齢者支援金等課税額から減額して得た額について、14 万円から 16 万円に。介護納付金課税額から減額して得た額について、12 万円から 14 万円にそれぞれ改定するものでございます。2 号は当該納税義務者を除くを削除しまして、3 号は 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の金額を 35 万円を 45 万円に引き上げるものでございます。附則として 1、施行期日、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。2、適用区分、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で、平成 26 年 3 月 31 日をもちまして専決処分をいたしました、議案第 57 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 57 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 57 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 報告第 1 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 報告第 1 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明をいたします。

平成 25 年度奥多摩町一般会計予算について、去る 3 月開会されました平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 54 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計予算第 5 号として繰越明許費のご決定をいただきました経費について、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づく繰越を行いましたので、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告をするものでございます。

次のページをお開きください。平成 25 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費の繰越計算書でございます。款は 6、農林水産業費、項は 2、林業費、事業名は名坂線林道開設工事。金額は 5,397 万 6,120 円。うち、翌年度繰越額は 3,537 万 6,120 円で、この財源内訳につきましては、未収入特定財源として東京都補助金が 3,509 万 6,000 円。残りの 28 万 120 円が一般財源となっております。

以上で、報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で報告は終わりました。

次に、日程第 9 議案第 58 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 58 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）地方税法施行令の一部を改正する政令、平成 26 年政令第 132 号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成 26 年総務省令第 34 号が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。この条例の改正は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の税率が改正されます。固定資産税では、耐震改修が行われた既存建物につきまして、減額措置が講じられるほか、公害防止施設設備にかかる特例措置等について、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されます。また、車体課税に置きましては、軽自動車税の税率の引き上げ等を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例説明文もございますが、新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

新旧対照表の 3 ページをお開きください。

下線の引かれている部分が改正となります。第 23 条第 2 項では、法人税法において外国

法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定を整備するものでございます。次の第 32 条第 5 項では、地方税法等第 23 条第 1 項第 16 号を 17 号に改めるもので、号ずれの手当となります。次の第 33 条の 4 では、法人税割の税率を 100 分の 14.7 から 100 分の 12.1 に引き下げるもので、平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用となります。次に第 47 条から第 58 条までは、法律の改正による条例の文言の整理や条ずれの手当となります。

5 ページの中段の第 83 条では、軽自動車税の税率が引き上げられます。(1) の原動機付自転車で、アの 50 c c 以下は年額 1,000 円が 2,000 円に、イの 50 c c を超え 90 c c 以下は年額 1,200 円を 2,000 円に。ウの 2 輪のもので 90 c c を超えるものは、年額 1,600 円を 2,400 円に。次の 6 ページになります。エの 3 輪以上のものでは、20 c c を超えるものは、年額 2,500 円を 3,700 円に。(2) の軽自動車及び小型特殊自動車で、アの軽自動車、2 輪のもので、年間 2,400 円を 3,600 円に。3 輪のもので年額 3,100 円を 3,900 円に。4 輪以上のもので、乗用の営業用は年額 5,500 円を 6,900 円に。自家用は年額 7,200 円を 1 万 800 円に。貨物用の営業用は年額 3,000 円を 3,800 円に。自家用は年額 4,000 円を 5,000 円に。イの小型特殊自動車で農耕作業用のものは年額 1,600 円を 2,400 円に。その他のものは年額 4,700 円を 5,900 円に。(3) の 2 輪の小型自動車は年額 4,000 円を 6,000 円に、それぞれ改定するものでございます。

次に附則ですが、6 ページの下段の附則第 3 条の 2 は、租税特別措置法の改正に伴う、条例文言の整理となります。

次の 7 ページの附則第 4 条から附則第 4 条の 3 までは、それぞれ削除となります。

12 ページの中段の附則第 5 条の 4 は、条ずれの手当。附則第 6 条は課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

13 ページの附則第 8 条の 2 では、地方税法附則の規定により市町村の条例で定める割合を、それぞれ 3 分の 1、2 分の 1、4 分の 3 とするものでございます。13 ページ下段では、附則第 8 条の 3、第 9 項を追加するもので、耐震改修が行われた既存の建物に対し、固定資産税の減額を行うものでございます。

次の 14 ページ、附則第 14 条は、軽自動車税の税率の特例で、初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した 3 輪以上の経年車に対する荷重、重課の規定となります。14 ページ中段の附則第 15 条の 2 は、課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するもので、次の附則第 17 条から附則の第 19 条の 2 までは既定の明確化及び法律改正に伴う規定の整備や条ずれの手当となります。

17 ページ下段から 21 ページの上段までは規定を削除するもので、附則第 20 条及び 21 条は規定を繰り上げるものでございます。

21 ページの中段からは、第 2 条関係の条項の読みかえ及び追加を行うもので、22 ページの下段、附則として施行期日は第 1 条、この条例は公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は第 1 号から、次のページの第 6 号に定める日から施行となります。次の第 2 条から第 6 条までは、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

軽自動車税につきまして、先ほど申し上げましたが、新車登録から 13 年を経過した車両につきましては、別記 1－1 の表のとおり重課となります。また、別記 2 表につきましては、東日本大震災特例法の規定の削除に伴い、削除するものでございます。

以上で、議案第 58 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 58 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 58 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 58 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 58 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 5 分から再開とします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 10 議案第 59 号 奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例。日程第 11 議案第 60 号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例。日程第 12 議案第 61 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例。以上、3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦君 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 議案第 59 号 奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例。議案第 60 号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 61 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので一括して提案理由及び条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、いずれの条例につきましても中学校の統合等に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。本日の町長の開会挨拶にもございましたが、中学校の統合に時期につきまして、平成 27 年 4 月に統合新設校の校舎につきまして、現在の氷川中学校を利用する方針で決定しているところですが、その後、統合新設校の学校名につきまして、町民及び児童生徒から広く募集し、中学校統合準備委員会及び教育委員会定例会の中で学校名の候補として、奥多摩町立奥多摩中学校を選定させていただきましたので、本定例会に中学校の統合について関連する条例改正案件を提出させていただきました。本日、学校名等をご決定いただければ今後、校歌、校章、制服等の学校名に関連する項目について検討部会及び準備委員会において、順次検討及び調整の上、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。改正文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

初めに、議案第 59 号 奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表 26 ページをごらんください。

現在の古里中学校及び氷川中学校の両校を閉校することから、第 2 条第 3 号及び第 4 号を削り、統合新設校として奥多摩中学校の名称で、現在の氷川中学校の校舎を利用して開校することから、新たに第 3 号として奥多摩中学校を、奥多摩町氷川 760 番地に設置するための規定を設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は統合新設校を開校する平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 60 号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例でご



ございますが、新旧対照表 27 ページをごらんください。

開放する学校施設の日時を規定する別表第 1 の改正でございますが、古里中学校の閉校により、古里中学校に設置してあるテニスコートが学校施設の位置づけから外れることから規定を削るものでございます。また、学校施設の使用料を規定する別表第 2 の改正でございますが、施設名から古里中学校、氷川中学校及び古里中学校テニスコートの名称を削り、新たに奥多摩中学校の名称を加える規定を定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に議案第 61 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表 28 ページをごらんください。

防災備蓄倉庫の名称及び位置を規定する別表第 1 の改正でございますが、番号 25 番の備考欄、奥多摩町立小河内小学校を旧奥多摩町立小河内小学校に。同じく、26 番の同氷川小学校を奥多摩町立氷川小学校に。27 番の同氷川中学校を同奥多摩中学校に。29 番の同古里中学校を旧奥多摩町立古里中学校に、それぞれ改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 59 号から議案第 61 号までの提案説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 番、師岡議員。

○7 番（師岡 伸公君） 7 番、師岡です。古里中学校の跡地なのですが、新しく方向性が決まるまでは、そうすると施設は使えないというふうになりますでしょうか。それとも、今までのように何らかの形で手続をすれば使えるというふうになりますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） ただいまの 7 番、師岡伸公議員のご質問にお答えいたします。

古里中学校の校舎につきましては、来年の 3 月、3 学期の授業が終了するまでは学校施

設として使用をいたします。その後の使用でございますが、これから設置します跡地利用の検討委員会で、どのような方向性が出るかということがございますが、ぎりぎりまで学校施設として使用しますので、現在、学校施設として開放している部分については、柔軟に使用できる期間については使用できるような方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、師岡議員の閉校後の利用というお話しでございますけれども、閉校後は行政財産から普通財産に移るということでございますが、利用方向が決まるまでを含めてでございますが、従前どおりご利用いただけるような形で作業を進めてまいりますので、どうぞご利用をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終結します。

次に、議案第61号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第59号から議案第61号までについて、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第59号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

次に日程第11 議案第60号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第60号については原案のとおり可決されました。

次に日程第 12 議案第 61 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 61 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 62 号 丹縄亭の指定管理者の指定について、を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 62 号 丹縄亭の指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、丹縄亭でございます。

指定管理者となる団体は、株式会社キャニオンズでございます。

指定の期間は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年 9 カ月間とするものでございます。

丹縄亭の指定管理者の指定につきましては、平成 25 年第 1 回定例会におきまして、合同会社どんぐりんを平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とすることで議会のご決定をいただいているところでございます。しかしながら、当施設は指定管理者の都合により、昨年夏以降、営業されておらず、再三にわたり事情を聴取、また指導を行ってまいりましたが、営業再開にいたらず、指定管理者から平成 26 年 3 月末をもって契約を解除したい旨の申し出があったことから、去る 4 月 19 日に奥多摩町指定管理者選定委員会を開催し、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第 11 条の規定により、指定の取り消しを決定するとともに、改めまして同条例、第 2 条に基づき、指定管理者の公募を平成 26 年 5 月 1 日から 5 月 20 日まで行ったところ、2 件の応募がございました。このため、奥多摩町指定管理者選定委員会を、去る 5 月 26 日に開催して、この 2 団体の事業計画書、収支予算書などを厳正かつ客観的に審査をいたしまして、候補者の選定作業を行いました。その結果、当該団体が施設の設置目的を、より効果的かつ効率的に達成できると総合的に判断をし、候補者として選定いたしました。なお、この指定管理者候補者の概要につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、議案第 62 号 丹縄亭の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

〔観光産業課長 原島 滋隆君 登壇〕

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、所管課でございます観光産業課のほうから指定管理者候補の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の次のページをごらんください。

まず、名称につきましては、企画財政課長から説明がありましたとおり、株式会社キャニオンズでございます。代表につきましては、ハリス・マイケル・ジョン氏でございます。所在地につきましては、群馬県利根郡みなかみ町湯檜曾 45 番地。なお、所在地住所は現在、株式会社キャニオンズの住所となっておりますが、ご決定いただきました後は、速やかに指定管理者施設所在地でございます奥多摩町川井 45 番地 1 に営業所を定めることとなっております。設立年月日につきましては、平成 2 年 1 月 23 日でございます。従業員数は 40 名でございます。事業内容につきましては、1、飲食店・宿泊施設の経営。2、アウトドアスポーツスクールの企画、運営。3、イベントの企画、開催、運営、受託並びに斡旋。4、スポーツ、リゾート施設の開発並びに運営。5、英会話の指導及びその教室の経営。6、前各号に附帯関連する一切の業務でございます。

以上が候補者の概要でございますが、株式会社キャニオンズにつきましては設立以来、群馬県みなかみ町を拠点にキャニオリング等のアウトドアスポーツとレストラン経営、宿泊施設経営を行っている会社でございます。25 年近い期間、飲食業経営等を行っている実績のある会社でございます。また、本施設では鹿肉、わさび等の地元食材を生かした食の提供、新商品の開発や冬を含めましたアウトドアツアーの企画、開催。インバウンドの開拓。地元雇用や地元団体との連携を通じた地域貢献を実施したい希望を持っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、石田議員。

○1 番（石田 芳英君） ただいま概要の説明がございましたけれども、それで決定後は所在地をみなかみ町から奥多摩町川井へ移すということございましたけれども、これは本店所在地といいますか会社全体を移すのか、それとも本店はみなかみに残して営業拠点

を川井に設けるのかというところを、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1 番、石田議員のただいまのご質問について、お答えをさせていただきます。

設置につきましては営業所を設けるということで、本店の所在地はそのままになってございます。法人設置届というのが、設置後 15 日以内に届け出をしてくるというふうになっておりますので、こういった届け出をもって営業所を開設というふうにさせていただく予定となっております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、原島議員。

○4 番（原島 幸次君） 4 番、原島でございます。1 点だけお聞きしたいのですが、どんぐりんこの場合は 8 月に休館になったりなんかして、行った方が食べられなかったということもいろいろあるのですが、この会社においては必ず通年やっていたのかどうか。それから、もう 1 点、アウトドアスポーツスクールということなのですが、アウトドアにもいろいろありますが、どのようなアウトドアのスクールを開くつもりなのか。もしわかる範囲で教えていただければありがたいなと思います。それだけです。以上です。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4 番、原島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の通年営業していくのかということでございますが、こちらにつきましては通年営業という形で実施をしていきます。

続いて、2 点目のアウトドアスポーツ、どのようなことをやっているのかということでございますが、まず名前にもなっておりますように 1 点目としましてはキャニオリングという、こちらは主に溪谷を使って、滝とかを登って行くのを沢登りとかシャワークライミングという言い方をしますが、その逆にウェットスーツを着、ヘルメットをかぶりハーネスをつけ、ザイル等を使いながら滝の中へザイルで降りて行ったり、あるいは緩やかな流れであれば滑り台のように滑って行ったりというようなことをするのがキャニオリングというアウトドアスポーツになってございます。それ以外にやっているものとしては、ラフティングという川下り、こういったものもやってございます。それ以外の部分については、アウトドアでの教育というようなことで、みなかみのほうですとスキースクールなんかでやっているというようなこともございますが、基本的に今やっているのはキャニオリングとラフティングということになります。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

5 番、杉村議員。

○5 番（杉村 良一君） 5 番、杉村です。ちょっと今の関連質問なのですけれども、この丹縄亭というのは、今までは主に飲食が主だったわけなのですけれども、この株式会社キャニオンズはいろいろ多角的な経営をされているわけなのですけれども、そういうアウトドア的に、今ご説明のありましたキャニオリングですか、そういうこともあそこでやられるのかどうかは1点と、それから賃貸契約の条件に関しては以前のどんぐりんこと同じような賃貸契約をされているのかどうか。以上2点、ご質問いたします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5 番、杉村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

丹縄亭におきましては、レストラン経営のほかに一部場所を使いまして、キャニオリングの受け入れ、ガイドンスをしたり着がえをしたりというようなこともあわせて行いながらやっていくということでございます。

貸借の条件ということでございますが、こちらについては同様ということで、全く同じ条件でやらせていただくこととなります。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 62 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 62 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 62 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 63 号 名坂線林道開設工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 63 号 名坂線林道開設工事請負契約についてを、ご説明いたします。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、名坂線林道開設工事でございます。契約の方法は指名競争入札により 3 回の入札を行いました。予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項第 8 号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約といたしました。契約の金額は 6,804 万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

また、議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましては、去る 5 月 29 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、明日 6 月 11 日が本契約となります。工事概要につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(前田 悦男君) 地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第 63 号の工事概要につきまして、ご説明させていただきます。

2 ページ目をお開きください。工事件名は名坂線林道開設工事でございます。工事の場所は奥多摩町大丹波地内でございます。工期は、平成 27 年 3 月 10 日まででございます。工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。今年度の施行箇所となります。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。工事延長は 101.7 メートルでございます。

次のページをお願いいたします。縦断図でございます。縦断勾配につきましては、16 パーセントとなります。

次のページをお願いいたします。標準横断図になります。工事の標準的な横断面図で、幅員は 3.7 メートルとなります。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 63 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 63 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 63 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 63 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 64 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約について。日程第 16 議案第 65 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 請負契約について。日程第 17 議案第 66 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約について。以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第 64 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約についてから、議案第 66 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約についてまでの 3 件を一括してご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、いずれも予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第 64 号について、ご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 でございます。契約の方法は、指名競争入札により 3 回の入札を行いました。が、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約と



いたしました。契約の金額は、1億3,824万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町海澤590番地、有限会社大澤工業所、代表取締役、大澤宏之氏でございます。

次に、議案第65号について、ご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その30でございます。契約の方法は、指名競争入札により3回の入札を行いましたが、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約としたものでございます。契約の金額は、1億6,308万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町海澤608番地、大澤土建有限会社、代表取締役、大澤一氏でございます。

次に、議案第66号について、ご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その31でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は、1億2,636万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川1165番地、株式会社榎木工業、代表取締役、榎森厚志氏でございます。

また、それぞれ議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。なお、この3件の請負契約につきましては、いずれも去る5月29日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、明日6月11日が本契約となります。

それでは、それぞれの工事概要につきまして、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第64号から議案第66号の工事概要について、関連がありますので一括でご説明させていただきます。

議案第64号の工事概要について、ご説明いたします。2ページ目をお開きください。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その29でございます。工事場所は、奥多摩町海沢779番地。海沢発電所調整池から、二幸屋及び柿平の間を予定しております。ポンプ工事は別途となります。工期は平成27年3月13日まででございます。工事概要につきましては、工事延長2,206.20メートルでございます。そのほかの概要につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は国庫補助の対象路線で、青い線は町単独路線でございます。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取りつけ管敷設図の詳細図でございます。

以上で、議案第 64 号の説明を終わります。

次に、議案第 65 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 65 号の工事概要について、ご説明いたします。

工事件名は奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 でございます。工事場所は、奥多摩町海沢 44 番先、寿楽荘から向雲寺及びアメリカキャンプ村までの間を予定しております。ポンプ工事は別途となります。工期は平成 27 年 3 月 13 日でございます。工事概要につきましては、工事延長が 2,977.10 メートルでございます。そのほかの工事につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図で、赤い線は国庫補助の路線で、青い線は町単独路線となります。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取りつけ管敷設図の詳細図でございます。

以上で、議案第 65 号の説明を終わります。

次に、議案第 66 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 66 号の工事概要について、ご説明いただきます。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 でございます。工事場所は、奥多摩町氷川 951 番先でございます。登記地区及び南氷川橋から弁天橋の間を予定しておりますが、ポンプ工事は別途となります。工期は、平成 27 年 3 月 13 日まででございます。工事概要は、工事延長 1,601.50 メートルでございます。その他の工事については、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図で、赤い線は国庫補助の路線で、青い線は町単独路線であります。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取りつけ管敷設図の詳細図でございます。

以上で、議案第 65 号の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 64 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 64 号の質疑を終結します。

次に、議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 64 号から議案第 66 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 64 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 64 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 65 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 66 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 66 号について原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 67 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 67 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、議会のご同意を求めるものでございます。住所でございますが、奥多摩町留浦 617 番地。氏名、島崎軍治。生年月日、昭和 20 年 3 月 9 日生まれでございます。続きまして、住所、奥多摩町境 327 番地。氏名、岡部益雄。生年月日、昭和 23 年 9 月 24 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、島崎軍治氏、岡部益雄氏は、平成 26 年 6 月 21 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、同島崎軍治氏、岡部益雄氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

島崎軍治氏、岡部益雄氏の学歴、職歴、公職歴及び賞罰につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、島崎軍治氏は平成 20 年 6 月 22 日から、岡部益雄氏は平成 23 年 6 月 22 日から固定資産評価審査委員会委員を務められており、委員としての経験も豊富で、適任でございますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上、ご審議をいただき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 67 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 67 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 67 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。なお、採決は無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（前田 悦男君） 初めに、議案第 67 号中、島崎軍治君について、投票を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、

10 番、竹内和男議員、

11 番、清水典子議員、

を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（前田 悦男君） 投票表紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（前田 悦男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 18 議案第 67 号中、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対に丸印を表示の上、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、石田芳英議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（前田 悦男君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。竹内和男議員、清水典子議員に立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田 悦男君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のおおり、賛成が多数であります。よって、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

次に、議案第 67 号中、岡部益雄君についての投票を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、

1 番、石田芳英議員、  
2 番、宮野亨議員、  
を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（前田 悦男君） 投票表紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（前田 悦男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 18 議案第 67 号中、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対に丸印を表示の上、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、石田芳英議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（前田 悦男君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。石田芳英議員、宮野亨議員に立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田 悦男君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のおおり、賛成多数であります。よって、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（前田 悦男君） 次に、日程第 19 人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、沖山瑞紀氏が平成 26 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、後任に次の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会にご意見をお伺いするものでございます。

氏名は原島貞夫。生年月日は、昭和 23 年 10 月 11 日、65 歳でございます。住所は、奥多摩町丹三郎 180 番地。原島貞夫氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。人権擁護委員法第 2 条、委員の使命には、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに常に自由、人権思想の普及、啓発に努めることをもって、その使命とするとあるように、原島氏は長年にわたり学校教育に携わり、学識、識見、経験ともに、この人権擁護委員として適任者でありますので推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。なお、任期は 3 年で、町には現在 2 名の委員が法務大臣から委嘱されております。ご理解を賜りますよう、お伺いするものでございます。

以上、提案のご説明をさせていただきました。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について、質疑及び意見を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑及び意見なしと認めます。

次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について、採決します。

日程第 19 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることについて、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 6 月 13 日となっておりますので、明日 6 月 11 日及び 6 月 12 日の 2 日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます。よって、明日6月11日及び6月12日の2日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議の第2日目は、6月13日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後0時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員